

令和5年

第6回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和5年3月22日（水）
開会 15時00分 閉会 15時55分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議 事

第8号議案 県費負担教職員の人事について

第9号議案 県立学校長の人事について

第10号議案 県立学校事務職員の人事について

第11号議案 事務局等職員の人事について

第12号議案 福岡県博物館登録規則の制定について

第13号議案 福岡県学校教育情報化推進計画について

第14号議案 福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二

2 欠席者

松浦賢長

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 深瀬信也、教育総務部長 松永一雄、

教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 井手優二、教職員課長 日高吉三郎、

義務教育課長 中嶋健一、社会教育課長 市村智子、

高校教育課 ICT教育推進室長 豊村謙治 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【吉田教育長】

本日は所用により、松浦委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第6回教育委員会会議臨時会を開催します。

傍聴人に申し上げます。受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本日の案件は、お手許に配布している資料のとおりです。

それでは審議前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審

議することが適当なものがございますか。

< 前田委員が挙手 >

【前田委員】

はい。第8号議案から第11号議案は人事に関する案件ですので、非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま前田委員から非公開の発議がありましたので採決をとります。非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【吉田教育長】

全員賛成で出席者の3分の2以上の同意がありました。よって、第8号議案から第11号議案につきましては、非公開といたします。この他に非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

本日の会議は、非公開案件から先に審議させていただきます。よって非公開にて第8号議案から第11号議案までを審議した後に、公開にて第12号議案から第14号議案までを審議することといたします。

傍聴人に申し上げます。この後、非公開審議となりますので、傍聴人は、御退席いただきますようお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○第8号議案 県費負担教職員の人事について

県費負担教職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第9号議案 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第10号議案 県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第11号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(15:28)

<以降公開審議となった>

【吉田教育長】

審議を再開いたします。第12号議案「福岡県博物館登録規則の制定について」を市村社会教育課長お願いします。

○第12号議案 福岡県博物館登録規則の制定について

【市村社会教育課長】

福岡県博物館登録規則の制定について、御説明いたします。

<市村社会教育課長が資料に沿って説明>

【市村社会教育課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【堤委員】

この博物館法改正によって、博物館の登録の「底上げ」と「盛り立て」が進むのでしょうか。

【市村社会教育課長】

「底上げ」と「盛り立て」について、登録博物館になるということで、メリットとして、固定資産税や事業所税の非課税措置等の税制上の優遇措置がございます。また、国の方で博物館に対しての事業等もございますので、底上げにつながっていくのではないかと考えております。

【堤委員】

そもそも博物館法が改正された理由が、現場からのニーズによるものであれば登録が進むと思いますがいかがでしょうか。

【市村社会教育課長】

やはりニーズというよりは、この制度が今の博物館の現状と一致していないという課題があったと認識しております。例えば企業が設置している施設は、現状の制度では学芸員がいても登録要件を満たしておりません。まずは、そういった課題の解消、また、今までは登録した後の報告が行われておりませんでした。登録をした後もどのような活動をしているのか、ということを県が確認し、情報交換等を行いながら社会のニーズに合わせて博物館の新たな活動を促す仕組みになるのではないかと考えております。

【前田委員】

博物館の事業内容について、変化があるものかと思えます。登録後に4年に1度立ち入りを行う等のチェックはどのようになるのでしょうか。

【市村社会教育課長】

今回の博物館法の改正により、登録博物館につきましては、県への報告制度ができております。どれくらいの期間で報告していただくかは決めておりませんが、定期的に博物館の事業等を確認させていただくことを考えております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第13号議案「福岡県学校教育情報化推進計画について」を豊村高校教育課ICT教育推進室長、お願いします。

○第13号議案 福岡県学校教育情報化推進計画について

【豊村高校教育課ICT教育推進室長】

福岡県学校教育情報化推進計画について、御説明いたします。

< 豊村高校教育課ICT教育推進室長が資料に沿って説明 >

【豊村高校教育課 I C T 教育推進室長】

説明は以上でございます。本日議決いただきましたら、県のホームページで公開いたしまして市町村教育委員会に周知を行います。今後も本方針に基づきまして、学校における I C T の活用を推進してまいります。推進に当たりましては I C T の活用ありきではございませんで、あくまでもツール・手段として効果的に活用することで授業改善を図り、児童生徒が主体的に学ぶ教育の姿を実現することをしっかりと踏まえまして、県全体での I C T の効果的な活用・推進を図ってまいります。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

続いて、第 1 4 号議案「福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」を井手総務企画課長、お願いします。

○第 1 4 号議案 福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

【井手総務企画課長】

福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について、御説明いたします。

< 井手総務企画課長が資料に沿って説明 >

【井手総務企画課長】

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。本議案につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

【堤委員】

まず資料1の4月1日からの流れを見ると、この法律は、行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体の全てが拘束されるということによろしいでしょうか。

【井手総務企画課長】

そのとおりでございます。

【堤委員】

そもそも従前は、行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体と分かれており、これらに県の条例があったものをくくったという形で解釈してよろしいでしょうか。それともなかったものが増えたのでしょうか。

【井手総務企画課長】

従前は、微妙に法令解釈上の違いが生じるような状態がございまして、4つ完全に独立しておりました。来年度からは、全てまとめたものとなります。

【堤委員】

それぞれに条例があったということでしょうか。

【井手総務企画課長】

国の行政機関が保有する個人情報に関しては、この一番上の行政機関個人情報保護法で規定しておりました。そして、独立行政法人が保有する個人情報は、独立行政法人等個人情報保護法で規定するというように、各実施機関が保有する個人情報について、それぞれ規定する法律があるということでございます。地方公共団体は、例えば、県庁が保有する個人情報に関する規定は条例でございます。法律の方は各地方公共団体については関知していなかったということでございます。

【堤委員】

そうすると資料1の従前からの地方公共団体の個人情報保護条例というものは、上の3つは、関知していなかったものですが、令和5年4月1日からは条例で縛りがかかるということでしょうか。

【井手総務企画課長】

今後、個人情報保護法がここでいう4つの機関が保有する個人情報について、総括的に規定するというところでございます。

【堤委員】

資料1の右の点線囲みに「個人情報保護法施行条例」とありますが、これは何でしょうか。

【井手総務企画課長】

これは個人情報保護法を運用するために定める条例で、法令に基づく規定を定めるためのものです。

【吉田教育長】

条例の中には民間事業者等の分も入っているのですか。

【井手総務企画課長】

基本的には地方公共団体が保有する情報です。

【堤委員】

そうすると実態としては従前からそれほど変わっていないということでしょうか。

【井手総務企画課長】

福岡県の個人情報保護の取扱いについては、変わりませんが、それを根拠としている法律が条例ではなくて、個人情報保護法となります。

【堤委員】

今の説明が、他の機関と微妙に整合性がとれていないというところがどういうことを言われているのでしょうか。

【井手総務企画課長】

そもそも異なった4本の法律は、所管省庁も異なりますので、法令解釈等に齟齬がございます。

【堤委員】

それが一つにまとめられるということでしょうか。今後、そのような齟齬が起きにくいということでしょうか。

【井手総務企画課長】

はい。官民を超えたデータ活用というものもあります。

【堤委員】

まさにデータの利活用の問題ですが、匿名化は暗号化と異なりまして後戻りできないデータとなります。しかし、匿名化だけでは心配な場合があります。連結可能匿名化を行った場合は、極めて個人情報に近づくことができます。つまり匿名化されたものがいくつかあって、それを連結可能にしていないとデータが使えないという問題です。そうなった時に個人が特定される可能性が出てきます。取扱いにはくれぐれも注意されますようお願いいたします。

【井手総務企画課長】

行政機関等匿名加工情報を提供する際は、審査を行いますので、しっかり審査をしていきたいと思っております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本議案については可決いたします。

本日の会議の議題は以上でございます。これで会議を終了いたします。

(1 5 : 5 5)